

相談対応体制の強化

- ・**全ての**公営競技主催者等に依存症対策担当を配置(29年4月～)(0→165箇所※)
※ JRA、全地方競馬主催者、全競輪・オートレース施行者、全モーターボート競走場等に配置
- ・相談対応マニュアルを作成、従業員教育を開始(29年4月～)
- ・臨床心理士によるカウンセリングを行う「**公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター**」を設立(30年4月)
- ・モーターボート競走関係団体において「**ギャンブル依存症予防回復支援センター**」を設立(29年6月)、**年中無休24時間無料電話相談体制**を構築(29年10月)
- ・「**リハビリサポート・ネットワーク**」における相談時間の延長(16時→22時。29年11月～)、精神保健福祉士、司法書士等による**対面無料相談会**の開催(週一回。29年10月～)

アクセス制限

- ・**全ての**競走場・場外券売場において「**本人申告によるアクセス制限**」の運用を開始(29年4月～)
(導入箇所数:0→376箇所) ※ 全競走場・場外券売場、ネット投票で導入
- ・ぱちんこ営業所における「**本人申告によるアクセス制限**」の仕組みを拡充・普及(29年4月～)
(導入店舗数が**約5倍**に増加(452→2,195店舗(～30年12月))
- ・「**家族申告によるアクセス制限**」の運用を一部開始(29年12月～。順次、運用を拡大)

インターネット投票における取組の強化

- ・全てのインターネット投票サイトにおいて注意喚起・相談窓口の案内を掲載(29年4月～)
(ポスター、リーフレットにおいても、注意喚起・普及啓発を実施)
- ・**購入限度額を設定**できるシステムの構築を決定(29年8月)
- ・「**家族申告によるアクセス制限**」の運用の開始(中央競馬(29年12月)、その他競技(30年4月))

遊技機の射幸性の抑制

- ・**出玉規制の基準**等の見直し(国家公安委員会規則の改正(29年8月)。30年2月施行)
- ・**出玉情報等を容易に監視できる遊技機**の開発の着手
(国家公安委員会規則の改正(29年8月)。30年2月施行)

その他

- ・競走場・場外券売場の**ATMのキャッシング機能の廃止**(57→0箇所)
- ・ぱちんこ営業所の管理者の業務として、**依存防止対策を義務付け**
(国家公安委員会規則の改正(29年8月)。30年2月施行)
- ・「**安心パチンコ・パチスロアドバイザー**」を営業所に配置(29年12月)
(アドバイザー講習修了者:0人→約30,000人(～30年12月))

- ・実態把握のための**全国調査**を実施(29年9月公表)
- ・**専門医療機関・治療拠点・相談拠点**の整備(29年4月～)
(モデル事業5自治体→全国67の都道府県・政令市を対象)
- ・**全国拠点機関**を整備(久里浜医療センターを指定)(29年4月)
- ・医師等の**人材育成**(医学教育モデル・コア・カリキュラムに学修目標として明記(29年3月)、以降、同カリキュラムに基づく教育の充実を推進)
(依存症対策を追加した保健師・看護師の国家試験出題基準を国家試験に適用(30年2月))
- ・**民間団体支援事業**の創設(29年4月～)(自助グループ(ギャンブラーズ・アノニマスやギヤマン)を含む民間団体が行うミーティング、普及啓発等の活動を支援)

- ・ギャンブル等依存症について、**高等学校学習指導要領解説**に記載(30年7月)
- ・消費者向けの**注意喚起、普及啓発用の資料**の作成(30年3月、11月)
- ・消費生活センター、多重債務相談窓口等の体制強化に資する**対応マニュアル**の作成(30年3月)
- ・貸金業・銀行業における**貸付自粛制度**の推進・整備(貸金業は30年4月～、銀行業は30年度実施予定)